

菊川市住民税非課税世帯重点支援給付金

(3万円/1世帯+子ども2万円/1人)のご案内

- 令和6年度住民税非課税世帯を支援する給付金となります。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

+

子ども1人あたり2万円

給付金の申請期日

令和7年6月30日(月)

給付対象要件

以下、①②の両方を満たす世帯の世帯主が対象(3万円/世帯)です。

①令和6年12月13日時点で、菊川市に住んでいた。

②令和6年度の住民税均等割が「非課税者」のみで構成される世帯である。

上記(①②)を満たす世帯で下記③の対象世帯は支給額が加算されます。

(+子ども2万円/1人)

③18歳以下(平成18年4月2日以降に出生)の児童が世帯にいる。

※ただし、以下に該当する場合はご注意ください。

- ・税の修正申告等により支給要件に該当しない場合は、給付金を支給できません。また、定額減税補足給付金(調整給付金)を受給(対象含む)している世帯員がいる場合も支給できません。〔給付要件対象外〕
- ・住民税が課税されている他の親族等に、世帯の全員が扶養を受けている場合は、給付金を支給できません。〔給付要件対象外〕

※上記給付対象要件に該当しますが、令和7年4月下旬までに、お知らせ通知(振込案内)または確認書(申請書類)が届かない対象者(世帯)は、下記窓口にお問い合わせをお願いします。

【問い合わせ】

菊川市住民税非課税世帯重点支援給付金窓口

プラザけやき1階(菊川市半済1865番地)

☎0537-29-5400(平日9:00~16:45) ※水曜日のみ19:00まで